

# 八郷云報

発行所

茨城県八郷町役場

発行責任者 岩本佳之

印刷所 飯島印刷所

町の人口

14,100

14,565

28,665

5,718

(9月1日現在)

## 「移動役場」で町民と話し合い

四地区で開き、問題解決に役立つ

町内四地区的瓦会、小桜などで「移動役場」を開いたところ、多数のひとびとが参加、熱心に話し合いが行なわれました。残る四地区についても十一月中旬ごろ開く予定であり、多数の参加をのぞんでいます。

町民とひざをまじえた話

し合いをもつと

いうことか

ら、「移動役場」を八月二十三日の瓦会地区を皮切りに、四地区で実施したところ、多数のかたが参加して意見の交換を行なった。

「移動役場」を開設したのは、瓦会、小桜、林、恋瀬地区の四地区。この話し合いには町民をはじめ、町からは町長、助役や各課長らが出席した。

開会は午前九時半。助役の開会のあいさつのあと、町長から簡単なあいさつがあつた。引き続き職員の自己紹介があつたあと、公民館長が司会となつて話し合ひにはいった。

意見としては、道路の問題、学校の問題、し尿処理問題、観光開発のことなど小さなことから大きな問



盛況だった「移動役場」

—林分館で—

## 県で移動地方県民室開く

### 町民から質問や要望



個人ごとの相談も受けた

## 給食センター建築

### 建築費は四千五百万円

#### 第6回臨時議会

##### 条例の一部を改正

国民健康保険税条例の改正と、損害評価会委員に上曾の岡野正さんを選ばれた。おもなものは次のとおりです。

興農資金の借入れは花き優良種苗導入資金三百八十万元と特殊林産物生産振興資金四十万元で八郷農協へそれぞれ賃付けました。

興農資金の借入れは花き優良種苗導入資金三百八十万元と特殊林産物生産振興資金四十万元で八郷農協へそれぞれ賃付けました。

#### 国保税の税率を決める

### 興農資金の借入れ428万円

10月1日から  
新しい台帳に

## 住民台帳

国保税は、被保険者それぞれの所得や資産、被保険者の多い少ないによって支払われます。本年度の税率は所得割が一〇〇分の一・五三、資産割が一〇〇分の一・七七、二三、均等割は被保険者一人につき九百四十七円、世帯別平等割は一千九百四十三円となりました。

第五回臨時議会が、八月十七日午前十時から役場議場で開かれ、二つの議案と一つの専決事件の報告がありました。

**損害評価会** 委員に岡野さん

損害評価会委員の滑川好

道氏が農業委員を辞任されたので、その後任として大字上曾の岡野正氏(40)が、農業委員会から推せんされました。おもなものは

この議会では、所得が確

定したこ

とにとも

ない、暫

定の国保税を本算定

に対するための国保税

の改正です。

この議会では、所得が確

定したこ

とにとも

ない、暫

定の国保税を本算定

に対するための国保税



## 高令者名簿

順位	氏名	年令	世帯主	住所
①	松延 たき	60	男	辻 生崎
②	浅井 かね	60	女	吉山 大真
③	大根 とめ	60	男	柿木 真
④	岡本 せつ	60	女	田中 小半
⑤	真家 つね	60	男	原田 舟
⑥	川井 たか	60	女	久保田 いの
⑦	池田 桂次郎	60	男	三輪 もと
⑧	吉田 ゑみ	60	女	稻見 とき
⑨	田中 つね	60	女	大団 とめ
⑩	原田 きの	60	男	小河 原正
⑪	久保田 いの	60	女	渡辺 よとい
⑫	三輪 もと	60	女	富田 し
⑬	稻見 とき	60	女	飯村 せき
⑭	大団 とめ	60	男	石田 せき
⑮	小河 原正	60	男	久保田 はる
⑯	渡辺 よとい	60	女	川又 とし
⑰	富田 し	60	女	
⑱	飯村 せき	60	女	
⑲	石田 せき	60	男	
⑳	久保田 はる	60	女	
㉑	川又 とし	60	女	

## 敬老の日

老人の長寿を祝い

## 496名に赤い座ふとん

長い間、社会の発展のために尽くされた老人を敬愛し、励ますため、九月十五日が開催されました。町でも八〇才以上の老人の長寿を祝いまして、赤い

座ふとんを贈りました。

ここ日本の平均寿命も、年ごとに伸びて、男は六九才、女は七四才になり、世界の長寿国の中間入りをしました。現在、町の高令者は九〇才以上の二名を含めて、八〇才以上は四九六

名もあり、百寿会を中心とした活動をつづけ、学校へぞうきんや竹ぼうきを寄贈するなど、たいへんかっぱつです。また、理解ある老人になろうと、老人大学で勉強もつけております。

老人は、とかく社会的にも弱い立場にあります。長い間、社会のために働いてくれた老人が、幸せな老後を送れるようにみんなで考えてやりたいものです。

地区  
夜間に住民検診

忘れずに受けてください

たどり、よろしく結果が得られました。

ただいま、住民検診を県の協力によって実施しています。

まことに、今年も二カ所で実施しました。

検診は、午後五時から八時半まで、レントゲン撮影や血圧測定と健康相談を行ないましたが、出足もよくたくさんの人々が受けました。

おいても、今後も引き続き実施します。

地区  
夜間に住民検診

忘れずに受けてください

たどり、よろしく結果が得られました。

ただいま、住民検診を県の協力によって実施しています。

まことに、今年も二カ所で実施しました。

検診は、午後五時から八時半まで、レントゲン撮影や血圧測定と健康相談を行ないましたが、出足もよくたくさんの人々が受けました。

おいても、今後も引き続き実施します。

生週間の

八月二十日

三日、農業共済の

損害防止事業の一

つとして

家畜の健

康診断を

実施しま

した。

十六日町の社会福祉協議会をおとすれ、「恵まれない友だちに、あげてください」といって、千六百二十円を寄託しました。

このお金は、子どもたちが夏休みに子ども会の活動の一つとして、廃品回収を行いました。この益金を何かのお役にたてようといふことになり、こんどの善意となつたものです。

社会福祉協議会では、こ

の子どもたちの意にそよう

う、さっそく土浦の恵まれ

園に送りました。

検査の結果によりますと

無、ケトン症などの障害に

ついて、獣医師から診断と

適切な指導を受けました。

検査頭数四三頭。繁殖障害

のあるのが七頭、金属など

の異物のあったのが四三頭

のうち六頭、ケトン症につ

いては検査一〇頭のうち五

頭でした。

町では、皆さんの家畜を

病気や事故から守るため家

畜共済を行なっています。

家畜共済では、牛、馬、

種豚について、加入の申込

みを毎月受付けておりま

すので、飼育しているかた

の幸運は、経済より、若

い者とも話の通じることが

あります。

老人の幸運は、経済より、若

い者とも話の通じることが

あります。

老人の

交通事故とまで呼ばれる傾向にあり、しかもひどい事故が起きた時はもちろん、加害者もさらにその家族までも真暗な人生に追い落してしまった。こうした悲惨な交通事故の激増対策として、交通安全についての県民の意識の高揚を図り、県民総ぐるみの運動を開催する契機として、きたる十月一日、全県民の名において茨城県を交通安全県とすることを宣言することになりました。

この機会に私たちも、さらには真剣にこの問題を考えたいと思います。

自動車は走る凶器ともいわれているが、私たち八郷

で、交通安全対策を推進しようとすることが、いかに困難な問題であるかは論をまたない。だからこの問題を行政の上でだけ解決しようと考へてもむしろ不可能の部類に属する。

ほんとうに住民の一人

一人が真剣に取り組んで、人間の命を守ること以外にないのではないか。

飲酒運転、無免許運転

暴走運転は三悪運転として禁止められ、厳重な取締りを受けている。それでもこの三悪運転に原因する交通事故の記事が新聞にでない日はない。いかに取締りを強化しても、いかに施設を整備しても運転者自身にこの自覚がない限り、絶対といえるほど、この事故はなくならない。

運転者諸君にまず交通ルールを守り、自分の生

命とともに他人の生命もいたせつにするという、この自覺に徹底するよう

のがあります。

交通事故をもっと私たちは身近な問題として

運転者も、歩行者も、真剣に考えてほしい。

交通安全県の宣言を機

行政上の安全対策が推進されるが、それとともに住民一人一人が、自分の

身近な問題としてどうら

い、交通ルールを守るこ

とが習慣づけられる人間として成長することを期待したい。

大木善吉、片倉千代

米作りの指導体制は、農業改良協議会が行ない、町

生産を拡大し、豊かな農家をつくるためには

「農業者生活」を安定させ希望と夢のある農村をつく

りあげる

「農業者年金」を訴える

ことです。

農政活動推進本部など関

係農業団体は、数年前から

このことを政府など関係機関に要求し続けてきました

が、ようやく国においても

「農民に恩給を出すべきだ」

と考へ研究を始めました。

これを機会に農業者も、ほ

かの産業や一般サラリーマンと同じように恩給の貰え

る制度を新しくつくるため

の全国的な大運動を開催しています。その要求するあらましは次のとおりです。

△掛け金は……現在の国民年金の掛け金程度とし、國庫負担をおおくして

加入者負担を少なくする

△給付額は……通常二五年かけて六〇才から月額二

万円以上支給。ただし、制度が発足すれば支給

開始する。なお将来の給付額は物価の上昇にあわ

せること。万一死亡の場合

△老令年金の当然加入者

(一種農家)で五五才になつた人が後継者に經營

を譲った場合には全額國庫負担で年金を給付する

△期間は老令給付が開始されるまで

△老令年金の当然加入者

(一種農家)で五五才になつた人が後継者に經營

を譲った場合には全額國庫負担で年金を給付する

</